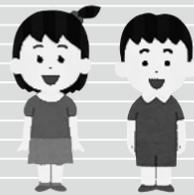


申請がまだの人は相談を

児童手当など各種手当を紹介



市は、子育て世帯を対象に児童手当などの手当を支給しています。支給を受けるにはいずれも申請が必要です。申請がまだの人はすぐに相談してください。

問 子育て手当課
(0798・35・3190)

▶児童手当

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、児童手当が支給されます。

この手当は、子育てにかかる費用に用いることが義務付けられています。子育ての費用のひとつである給食費や保育料を滞納し、手当を子育てと関係ない用途に使うことが無いよう、趣旨にご理解をお願いします。

支給額は下表のとおり。

なお、夫婦が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している親が優先的に手当を受給できます。まだ受給していない人はご相談ください。

また、児童手当を子育て支援事業のために寄付することもできます。詳しくはお問い合わせください。

【対象】 15歳到達後の最初の3月末までの児童を国内で養育している人。公務員の人には職場で支給されます ※受給者・児童が海外に居住している場合は届け出が必要です

【所得制限】 児童2人を扶養している人で706万円(収入額の目安は917万8000円)

【支給月】 2・6・10月

| 対象 | 支給額(月額) | |
|---------------|---------|---------|
| 0歳～3歳誕生日月 | 1万5000円 | |
| 3歳誕生日月翌月～小学6年 | 第1子・第2子 | 1万円 |
| | 第3子以降 | 1万5000円 |
| 中学生 | 1万円 | |

※特例給付(所得制限限度額以上、1人一律) 5000円

▶児童扶養手当

対象は、父母の離婚や死別などで父または母と生計をともにできないか、重度障害の父または母がいる子を養育する人。一部公的年金等との併給可。所得制限あり。

支給期間は児童が18歳に達する日以降の最初の3月末まで。ただし心身に中度以上の障害がある児童は20歳未満。

支給額は右表のとおり。4・8・12月に支給します。

児童扶養手当の第2子以降加算額が増額

8月分(12月振り込み分)から児童扶養手当の第2子以降加算額が所得に応じて増額されます。8月分以降の加算額は右表のとおり。

| | 7月分までの加算額 | 8月分以降の加算額 |
|------|------------------------------|--|
| 全部支給 | 第2子5000円。第3子以降は1人増えるごとに3000円 | 第2子1万円。第3子以降は1人増えるごとに6000円 |
| 一部支給 | 第2子5000円。第3子以降は1人増えるごとに3000円 | 第2子5000円～9990円。第3子以降は1人増えるごとに3000円～5990円 |

※4人目以降は1人増えるごとに3000円加算
※4月分(8月振り込み分)から支給額が変更

▶特別児童扶養手当

対象は、身体、精神、または知的障害の程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。所得制限あり。支給額は右表のとおり。4・8・11月に支給します。

| 区分 | 支給額(月額) |
|------|---------|
| 重度障害 | 5万1500円 |
| 中度障害 | 3万4300円 |

※4月分(8月振り込み分)から支給額が変更

更新手続きはお早めに

7月以前から児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している人は、8月に更新の手続きが必要です。該当者には更新用の手続き用紙を送付します。いずれも受付期間は8月12日～29日です。

2年間手続きをしないと、受給資格が無くなる場合があります。

| | 児童扶養手当 | 特別児童扶養手当 |
|-----|--------------------------------|------------------------------|
| 提出物 | 現況届 | 所得状況届 |
| | 提出が遅れると、12月の振り込みが一時的に差し止めとなります | 提出が遅れると11月の振り込み間に合わない場合があります |

※8月28日(日)に市役所東館7階で休日受付を行います

申込は
9月2日まで

外国籍幼児の市立小学校入学手続き

問 学事課 (0798・35・3850)

教育委員会は、市立小学校に入学を希望する外国籍幼児の入学手続きを受け付けています。

平成28年8月3日現在、住民登録をしていて、22年(2010年)4月2日～23年(2011年)4月1日に出生した子がいる家庭に、案内書を送付しています。案内書が届かない場合は、学事課へ連絡してください。

【申込】 案内書に添付している申請書を9月2日(消印有効)までに学事課(教育委員会庁舎1階)へ持参か郵送を(郵送の場合は、特定記録など確認がとれる方法で)。塩瀬・山口地区の人は各支所でも受け付けます

※現在、市立小学校に通学する外国籍児童の6年生で、市立中学校の入学を希望する場合は、入学手続き不要です

広告



阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを

- ・多様な食品を組み合わせましょう。
- ・調理方法がかたよらないようにしましょう。
- ・手作りとお惣菜や加工食品・調理食品をじょうずに組み合わせましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

女性会員募集中!!



もちろん
男性も大歓迎です!

あなたも仲間になって

シルバーで働いてみませんか。

- 高齢者世帯や子育て世代の家事援助
 - スーパーの商品管理
 - マンションの共用部や事務所の清掃
 - 広報紙の配布など
- 様々な仕事で女性が活躍中です。

～毎月入会説明会実施中。まずは電話でお問い合わせください。～

公益社団法人 **西宮市シルバー人材センター**

〒662-0862 西宮市青木町2-5 <http://www.nishisilver.com>
TEL: 0798-72-3461 FAX: 0798-72-3542